

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月10日

【四半期会計期間】 第47期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社ジェイ・エム・エス
(称号 株式会社 JMS)

【英訳名】 JMS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 奥窪宏章

【本店の所在の場所】 広島市中区加古町12番17号

【電話番号】 082(243)5844(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理本部長 遠藤正樹

【最寄りの連絡場所】 広島市中区加古町12番17号

【電話番号】 082(243)5844(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理本部長 遠藤正樹

【縦覧に供する場所】 株式会社ジェイ・エム・エス 東京支店
(東京都品川区南大井一丁目13番5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第3四半期 連結累計期間	第47期 第3四半期 連結累計期間	第46期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	34,015	34,701	45,587
経常利益 (百万円)	1,550	1,224	1,833
四半期(当期)純利益 (百万円)	977	797	1,291
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	202	90	716
純資産額 (百万円)	24,207	24,462	24,723
総資産額 (百万円)	44,415	45,142	44,016
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	22.65	18.48	29.91
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	54.4	54.1	56.1

回次	第46期 第3四半期 連結会計期間	第47期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	13.42	11.85

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第46期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループを取り巻く環境は、医療技術の進捗と新興国の躍進などによる需要の拡大を受け、現地及び各国メーカーによる競争が激化しております。一方で国内においては、経済不安や少子高齢化といった社会の変化により、増え続ける医療費の抑制という政策の流れは避けられない状況となっており、医療施設をはじめ医療業界全般において経営の効率化が一層求められております。

このような環境において、当社グループでは「医療の安全」「医療の効率化」「再生医療」の3つをキーワードとして、製品の開発・生産・販売を進めております。なお、当社グループにおいては、販売品目を4つのシステム群に分類しており、輸液輸血群及び一般用品群では、医療の安全に貢献する輸液及び経腸栄養関連製品を、透析群では血液透析及び腹膜透析の両分野の製品を、循環器群では、膜型人工肺、人工心肺回路等の自社開発製品を中心に事業を展開し、収益の拡大に努めております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期に比べ6億85百万円増加の347億1百万円(前年同四半期比2.0%増)となりました。

利益につきましては、増収となったものの、為替による売上高への影響に加え、労務費及び人件費の増加により、営業利益は9億19百万円(前年同四半期比36.9%減)となりました。また、持分法による投資利益を計上したことにより、経常利益は12億24百万円(前年同四半期比21.0%減)となり、税金費用等を差し引いた結果、四半期純利益は7億97百万円(前年同四半期比18.4%減)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(イ)日本

血液透析装置の販売が回復したに加え、ニードルレスアクセスポート「プラネクタ」を備えた、輸液セットや延長チューブの販売が引き続き堅調に推移したため、売上高は288億45百万円（前年同四半期比1.9%増）となりました。また、セグメント利益については、人事制度の改定に伴う労務費及び人件費の増加等により4億18百万円（前年同四半期比49.0%減）となりました。

(ロ)東南アジア

成分献血用回路の販売が低調に推移したものの、北米向けのA V F 針（血液透析用針）や日本向けの人工腎臓用血液回路の販売が好調に推移したため、売上高は88億75百万円（前年同四半期比2.6%増）となりました。また、セグメント利益については、為替による売上高への影響等により1億14百万円（前年同四半期比56.1%減）となりました。

(ハ)中国

日本向けの輸液セットの販売に加え、中国国内において人工腎臓（ダイアライザー）や人工腎臓用血液回路の販売が好調に推移したため、売上高は21億67百万円（前年同四半期比17.5%増）となりました。また、セグメント利益については、労務費の上昇により1億41百万円（前年同四半期比20.9%減）となりました。

(ニ)ドイツ

東ヨーロッパ向けの血液バッグの販売が減少したものの、ドイツ国内においてA V F 針の販売が引き続き伸長したため、売上高は21億70百万円（前年同四半期比2.7%増）となりました。また、セグメント利益については、ユーロ安に伴う仕入価格の増加により1億81百万円（前年同四半期比4.0%減）となりました。

(ホ)アメリカ

大口顧客の営業拡大に伴い北米向けのA V F 針の販売が引き続き好調に推移したため、売上高は16億7百万円（前年同四半期比2.1%増）となりました。また、セグメント利益については、増収に伴い1億82百万円（前年同四半期比60.6%増）となりました。

(ヘ)その他

売上高は8億24百万円（前年同四半期比14.2%増）、セグメント利益は76百万円（前年同四半期比7.6%減）となりました。

なお、上記の金額には消費税等は含まれておりません。

また、第2四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、当第3四半期連結累計期間の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。詳細は「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）セグメント情報」の「 当第3四半期連結累計期間 3 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間の総資産は、前連結会計年度に比べ11億25百万円増加の451億42百万円となりました。資産、負債及び純資産の内容は次のとおりであります。

(イ) 資産

流動資産は、前連結会計年度に比べ10億13百万円増加の286億88百万円となりました。この主な要因は、売上債権の増加であります。

固定資産は、前連結会計年度に比べ1億12百万円増加の164億54百万円となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得によるものであります。

(ロ) 負債

流動負債は、前連結会計年度に比べ8億57百万円増加の163億99百万円となりました。この主な要因は、短期借入金の増加であります。

固定負債は、前連結会計年度に比べ5億29百万円増加の42億79百万円となりました。この主な要因は、長期借入金の増加であります。

(ハ) 純資産

純資産は、前連結会計年度に比べ2億60百万円減少の244億62百万円となりました。この主な要因は、為替換算調整勘定の変動であります。

なお、自己資本比率は2.0ポイント低下の54.1%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の企業価値は、1965年(昭和40年)の創業当初より引き継がれている「人と医療のあいだに・・・」という創業精神の下、「患者様第一主義」を企業理念として掲げ、患者様のQOL(Quality of Life)の向上を目指した企業活動を推進することにより、当社グループの株主・患者様・医療従事者・取引先・地域住民等全てのステークホルダーの皆様の利益・幸せを実現していくことにその淵源を有するものと考えます。

このような当社の企業価値の源泉が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することとなる大規模な当社株式の買付行為(以下「大規模買付行為」といいます)の下においても、中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益は毀損されることとなります。したがって、大規模買付行為の目的からみて買収者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白である等、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる大規模買付行為は不適切であると考えます。

さらに、大規模買付行為の中には、1)一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、2)大規模買付行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断するために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、3)大規模買付行為に対する賛否の意見又は買収者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買収者との交渉機会、相当な考慮期間などを会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。当社はこれらの大規模買付行為も不適切であると考えます。

当社は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させる大規模買付行為であるか否かについて、株主の皆様がその提案やそれに対する当社の取締役会の経営方針等について十分な情報を得たうえで、適切な判断を下すことを好ましいと考える反面、以上のように、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に反するおそれのある大規模買付や株主の皆様による適切な判断が困難な方法で大規模買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考え、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

基本方針の実現に資する取組み

(イ) 企業価値向上への取組み

当社は、医療機器メーカーとして、創業以来独自の技術力とブランド力を培い、輸液・輸血分野、血液透析・腹膜透析分野、循環器分野といった幅広い医療領域において、たゆまぬ研究と製品開発の中から生み出した多種多様な医療機器や医薬品を、高い品質と安全性を最優先に医療現場にお届けすることにより、患者様が安心して治療を受けることができる環境の提供に寄与してまいりました。

加えて、中長期的には、医療事故への非難の高まり、医療費の抑制、社会の高齢化等医療領域を巡る外部環境の変化を踏まえた三つの基本コンセプト、すなわち「医療の安全への貢献」、「医療の効率化への貢献」、「再生医療への挑戦」を掲げ、当社の事業の方向性を明確にするとともに、選択と集中による経営資源の配分の見直しを継続的に進め、今後の収益基盤の確立に努めるとともに、積極的な事業投資、設備投資を行うことにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に取り組んでまいります。

そして当社は、こうした取組みの着実な遂行を通じて株主の皆様からの信頼と理解を得ていくことで、企業価値又は株主の皆様共同の利益をよりいっそう向上させることにより、基本方針の実現につとめてまいります。

(ロ) 基本方針に照らし不適切な者による支配の防止のための取組み

当社は、当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式(以下「支配株式」といいます)を取得し、当社の財務及び事業の方針の決定の支配を目指す者(以下「買収者」といいます)に対し、場合によっては何らかの措置を講じる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、株主の皆様が、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させる大規模買付行為であるか否かについて、買収者の提案やそれに対する当社の取締役会の経営方針等について十分な情報を得たうえで、適切に判断を下すべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいたうえで、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為がなされた場合について、事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に依るべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成23年4月20日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「買収防衛策」といいます)について、法令の改正等も踏まえ所要の変更を行ったうえで、これを継続することを決議し、平成23年6月22日開催の当社第46回定時株主総会においてご承認をいただいております。

上記 の取組みについての取締役会の判断

上記 の取組みは、買収者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されるものであることから、当社取締役会は、上記 の取組みが当社の上記 の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、上記 の取組みが当社取締役の地位維持を目的として取締役会により恣意的に運用されることを防止するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。また、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は10億55百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	43,844,932	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株 であります。
計	43,844,932	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日		43,844,932		6,522		9,473

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 686,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,806,000	42,806	
単元未満株式	普通株式 352,932		
発行済株式総数	43,844,932		
総株主の議決権		42,806	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式16株が含まれております。

2 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 ジェイ・エム・エス	広島市中区加古町12番17号	686,000		686,000	1.56
計		686,000		686,000	1.56

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,987	4,838
受取手形及び売掛金	13,278	14,235
商品及び製品	4,484	4,816
仕掛品	1,477	1,584
原材料及び貯蔵品	2,697	2,573
その他	761	649
貸倒引当金	12	9
流動資産合計	27,674	28,688
固定資産		
有形固定資産	12,780	12,831
無形固定資産	627	669
投資その他の資産		
投資その他の資産	2,939	2,959
貸倒引当金	6	6
投資その他の資産合計	2,933	2,952
固定資産合計	16,341	16,454
資産合計	44,016	45,142

(単位 : 百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,919	7,383
短期借入金	3,354	3,921
1年内返済予定の長期借入金	1,405	1,400
未払法人税等	309	87
製品保証引当金	7	6
賞与引当金	760	419
資産除去債務	-	21
その他	2,786	3,159
流動負債合計	15,542	16,399
固定負債		
長期借入金	2,485	3,057
退職給付引当金	211	209
役員退職慰労引当金	28	27
資産除去債務	184	165
その他	840	820
固定負債合計	3,750	4,279
負債合計	19,292	20,679
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,522	6,522
資本剰余金	9,473	9,473
利益剰余金	11,158	11,610
自己株式	269	269
株主資本合計	26,884	27,336
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9	69
為替換算調整勘定	2,217	2,853
その他の包括利益累計額合計	2,207	2,923
少数株主持分	46	49
純資産合計	24,723	24,462
負債純資産合計	44,016	45,142

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	34,015	34,701
売上原価	24,047	25,105
売上総利益	9,967	9,595
販売費及び一般管理費	8,511	8,676
営業利益	1,456	919
営業外収益		
受取利息	7	27
受取配当金	20	22
持分法による投資利益	177	174
為替差益	-	94
その他	78	85
営業外収益合計	284	403
営業外費用		
支払利息	78	66
その他	111	32
営業外費用合計	190	98
経常利益	1,550	1,224
特別利益		
固定資産売却益	2	4
投資有価証券売却益	4	-
貸倒引当金戻入額	0	-
特別利益合計	6	4
特別損失		
固定資産売却損	24	1
固定資産廃棄損	34	59
減損損失	-	14
投資有価証券売却損	0	-
投資有価証券評価損	63	10
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	146	-
特別損失合計	269	85
税金等調整前四半期純利益	1,288	1,143
法人税、住民税及び事業税	294	280
法人税等還付税額	43	-
法人税等調整額	51	56
法人税等合計	302	336
少数株主損益調整前四半期純利益	985	807
少数株主利益	7	9
四半期純利益	977	797

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	985	807
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	76	79
為替換算調整勘定	706	636
その他の包括利益合計	782	716
四半期包括利益	202	90
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	199	87
少数株主に係る四半期包括利益	2	3

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年12月31日)
(在外子会社等の収益及び費用の換算基準) 在外子会社等の収益及び費用については、従来、決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、前連結会計年度末より、期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。 この変更は、会計年度末近くに急激な為替変動があった場合に期間損益に与える異常な影響を排除し、より適正な損益の認識を図るために行ったものであります。 また、当該変更は、為替相場が急速に変動していることを契機に、会計システム等の実務上の対応を検討した結果、前連結会計年度末において対応可能となったためであり、前第3四半期連結累計期間は従来の方策によっております。 この結果、前第3四半期連結累計期間に変更後の換算方法を適用した場合、当該累計期間の売上高は525百万円、営業利益は30百万円、経常利益は33百万円、税金等調整前四半期純利益は32百万円それぞれ増加することとなります。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年12月31日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
受取手形		337百万円
支払手形		4

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	1,892百万円	1,858百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	172	4.00	平成22年3月31日	平成22年6月23日	利益剰余金
平成22年11月4日 取締役会	普通株式	151	3.50	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式	172	4.00	平成23年3月31日	平成23年6月23日	利益剰余金
平成23年11月8日 取締役会	普通株式	172	4.00	平成23年9月30日	平成23年12月9日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	日本	東南 アジア	中国	ドイツ	アメリカ	計		
売上高								
外部顧客への売上高	25,050	3,995	559	2,112	1,575	33,293	722	34,015
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,269	4,657	1,284	0		9,212		9,212
計	28,320	8,653	1,844	2,113	1,575	42,506	722	43,228
セグメント利益 又は損失()	821	260	178	188	113	1,563	82	1,645

(注) 「その他」の区分は、国内子会社及び韓国の現地法人の事業活動を含んでおります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,563
「その他」の区分の利益又は損失()	82
セグメント間取引消去	317
持分法投資利益又は損失()	177
その他の調整額	44
四半期連結損益計算書の経常利益	1,550

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	日本	東南 アジア	中国	ドイツ	アメリカ	計		
売上高								
外部顧客への売上高	25,523	3,910	665	2,168	1,607	33,876	824	34,701
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,321	4,964	1,501	1		9,789		9,789
計	28,845	8,875	2,167	2,170	1,607	43,666	824	44,490
セグメント利益 又は損失()	418	114	141	181	182	1,038	76	1,114

(注) 「その他」の区分は、国内子会社及び韓国の現地法人の事業活動を含んでおります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,038
「その他」の区分の利益又は損失()	76
セグメント間取引消去	69
持分法投資利益又は損失()	174
その他の調整額	5
四半期連結損益計算書の経常利益	1,224

3 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメント区分の変更について)

第1四半期連結累計期間まで、セグメント情報におけるセグメント区分は「日本」、「シンガポール」、「中国」、「ドイツ」及び「その他」に区分しておりましたが、第2四半期連結累計期間から「シンガポール」をインドネシアの現地法人(PT.ジェイ・エム・エス・バタム)を含めた「東南アジア」に変更して表示しております。

これは、東南アジアに所在するジェイ・エム・エス・シンガポールPTE. LTD.とPT.ジェイ・エム・エス・バタムについて、第2四半期連結会計期間から当該地域での生産体制を相互に補完し一体とした事業活動を行っていることを踏まえて業績管理を行うこととしたためであります。

また、第1四半期連結累計期間まで「その他」に含めておりました「アメリカ」は、金額的重要性が増したため、第2四半期連結累計期間から報告セグメントとして表示しております。

なお、この変更後の区分方法により、前第3四半期連結累計期間における報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報を記載しております。

（在外子会社等の収益及び費用の換算基準の変更について）

在外子会社等の収益及び費用については、従来、決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、前連結会計年度末より、期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。

この変更は、会計年度末近くに急激な為替変動があった場合に期間損益に与える異常な影響を排除し、より適正な損益の認識を図るために行ったものであります。

また、当該変更は、為替相場が急速に変動していることを契機に、会計システム等の実務上の対応を検討した結果、前連結会計年度末において対応可能となったためであり、前第3四半期連結累計期間は従来の方法によっております。

この結果、前第3四半期連結累計期間に変更後の換算方法を適用した場合、当該累計期間の売上高合計は「東南アジア」8,879百万円、「中国」1,930百万円、「ドイツ」2,178百万円、「アメリカ」1,678百万円、「その他」755百万円となり、セグメント利益は「東南アジア」269百万円、「中国」187百万円、「ドイツ」194百万円、「アメリカ」121百万円、「その他」84百万円となります。

また、報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容につきましては、「報告セグメント計」1,593百万円、「その他の区分」の利益又は損失（ ）84百万円、「四半期連結損益計算書の経常利益」1,583百万円となります。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	22円65銭	18円48銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	977	797
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	977	797
普通株式の期中平均株式数(株)	43,165,917	43,159,338

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

中間配当に関する事項

第47期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）中間配当については、平成23年11月8日開催の取締役会において、平成23年9月30日の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	172百万円
1株当たりの金額	4円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年12月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月8日

株式会社ジェイ・エム・エス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾 崎 更 三 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 貴 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイ・エム・エスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェイ・エム・エス及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。